

令和6年度町民の声対応簿

令和6年7月～令和6年9月受付分

番号	受付日	課題	概要	回答・対応	担当部署	問合せ先	公開日	回答日	備考
1	令和6年 5月31日	子育て支援 センターの 利用につい て	町外の方の利用が多く、行きにくさを感じます。 他市町村のように利用対象を町内在住の方に限定するのを検討いただけないでしょうか。	子育て支援センター利用に関してのご意見をいただきありがとうございます。 子育て支援センターは、「子育て親子の交流の場の提供と交流の促進」や「子育て等に関する相談、援助の実施」等を目的に設置されています。子育て期間中の誰もが、気軽に子育て支援センターを利用し、リフレッシュや悩み事相談など安心してお子様と関わるができるよう、琴浦町では里帰り出産や町内の方と一緒に来園された町外の方などの利用も可能としています。 また、地域に開かれた運営とするため、近隣域の拠点施設と、互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努めています。 子育て親子の交流が有効に行われるよう、町外利用状況などについて中部地区の各支援センターと情報共有を行い、活動内容などについても今後も検討していきます。 今回のご意見を町内支援センターとも共有し、保護者同士の交流が円滑におこなわれるような運営を働きかけていきます。今後とも子育て支援センターをご利用いただきますようよろしくお願いします。	子育て応援課	0858-27-1333	令和6年 10月1日	令和6年 8月2日	
2	令和6年 6月19日	新しくでき た琴浦町の 杉下橋につ いて	今まで直線だった杉下橋がカーブになる 走行しにくく、事故を起こしそうになっ て危険だ。 夜間は反射材や街灯もない。	杉下橋のある道路は県道になりますので、県にご意見を照会し、以下の回答を受けました。 「ご意見をいただいた箇所は、旧橋部を通行止めすることなく架け替えるため、直下流に新橋を計画したのですが、カーブの大きさや道路幅員は道路構造令に基づき設計してあります。また、視線誘導標等の反射材は基準どおりの間隔で設置しています。旧橋の撤去については、今年度予算化されませんでした。が、予算がつき次第に実施したいと考えています。」	建設住宅課	0858-55-7804	令和6年 10月1日	令和6年 7月30日	
3	令和6年 6月24日	実家の裏の 水路につい て	雨が降ると、実家の裏の水路を高齢の方が危険な体制で調節をしている。このままだと危険で不安なので、高齢の方でも操作できるような水門を設置してほしい。	当該水路は、地域で活動している笹津坂の上地区資源・景観保全活動組織及び笹津坂の上集落協定（以下「自治会」と称する）が管理を行っている農業用水路です。 自治会の事務局と協議を行いました。水門の設置については、高額になることと、設置した場合に道路が狭くなるなどの影響が出ることから、水門の設置は行わないこととなりました。 しかし、当該水路は高さがあり、危険の恐れがあることを把握していることから、操作は自治会で行ってもらうことと、増水する前に操作してもらうことを指導しました。	農林水産課	0858-55-7803	令和6年 10月1日	令和6年 7月22日	

令和6年度町民の声対応簿

令和6年7月～令和6年9月受付分

番号	受付日	標題	概要	回答・対応	担当部署	問合せ先	公開日	回答日	備考
4	令和6年7月23日	防災無線について	火災時、時間を問わず最大音量で放送するのをやめてほしい。	火災に伴う防災放送について、ご意見をいただきありがとうございます。 琴浦町では、火災発生や災害発生のおそれがある場合に、臨時放送を行っております。 臨時放送については、緊急を要する内容となるため、町民の方が聞き逃すことがないように最大音量で放送するよう設定しています。 火災発生時においても、火災の発生をお知らせし注意を促すとともに、消防団員の速やかな招集を目的として、サイレンを鳴らし、全町に放送しております。火災時における消防団の招集は、防災行政無線のほか、中部ふるさと広域連合消防局のメール配信で行っていますが、連絡不通による初動対応に遅れが出ないように複数の手段で行っているところです。 町民のみなさまの生命、身体、財産を火災などから守るためのものですので、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。	総務課防災危機管理室	0858-52-1700	令和6年10月1日	令和6年8月5日	
5	令和6年7月24日	野焼きについて	禁止されているはずの野焼きをされる方が多い。 煙が家の中まで入ってくるので、匂いや体調等が不安である。 行政放送等で注意喚起を行ってほしい。	取り急ぎ、令和6年7月25日(木)の行政放送にて注意喚起を行いました。引き続き、野焼きについて周知徹底をいたします。内容は以下のとおりで、その他ホームページ等でも注意喚起を行います。 野焼きは「廃棄物の不適正処理防止」「周辺の生活環境に与える影響」の点から原則禁止され、罰則の対象となっています。ダイオキシン類を排出し環境へ悪影響をあたえるだけではなく、煙や臭いからぜんそくで体調を崩される方もおられます。 【罰則】 野焼きを行った者は5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はその両方を科せられます。 例外として祭りや農業を営むためなど、野焼きは認められていますが、周囲の住民の方や生活環境へ影響を与えないことが前提ですので、次のことに気を付けていただくよう注意喚起を行います。 ①住宅地、民家の近辺ではない ②風向き・燃やす量・時間帯を考える ③火をつけたまま放置しない、火を消す	農林水産課	0858-55-7802	令和6年10月1日	令和6年7月30日	
6	令和6年8月13日	花見潟墓地海岸沿いについて	琴浦町の空き家を購入し2拠点生活をしています。花見潟墓地海岸沿い駐車場の件で情報提供させていただきます。 8月12、13日、墓参りの方が多数お越しの中、サーファーの車が10台程駐車しています。(早朝5時30分) 気になったのは、ドローンを飛ばしていることです。散歩中撮影されているのかもと不快です。別段問題なければ良いのですが、状況を把握していただければと思います。	この度は情報提供いただき誠にありがとうございます。 花見潟墓地海岸沿い駐車場ですが、現時点の対策として、お盆の期間は墓地利用者の利用に限らせていただくよう看板を設置しているところです。 ドローンにつきましては、現在、琴浦町には規制する条例はありませんが、国土交通省の管轄する関係法令などを遵守していただきながら、個人の責任においてご利用いただくことになります。 また、撮影についてもドローンに限らず、撮影・公開等についてプライバシー権、肖像権などの侵害にならないよう配慮したうえで利用されることについては、問題ないと考えております。	総務課 行政総務室	0858-52-2111	令和6年10月1日	令和6年8月13日	